

茅野市告示第 300 号

茅野市はつらつ事業所認定事業実施要綱を次のように定める。

平成 30 年 12 月 26 日

茅野市長 柳平 千代一

茅野市はつらつ事業所認定事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、男女が共に働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む事業所をはつらつ事業所として認定し、広く市民に公表することにより、事業所における男女共同参画を推進し、もって男女共同参画社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 市内に事務所を有する個人又は法人その他の団体であつて、常時従業員を使用するものをいう。
- (2) はつらつ事業所 男女共同参画推進のため積極的な取組をしていると市長が認定した事業所をいう。

(認定の要件)

第 3 条 市長は、次に掲げる取組のいずれかを実施している事業所を、はつらつ事業所として認定することができる。

- (1) 男女が共に働きやすい職場環境づくりに関する取組
- (2) 仕事と家庭生活の両立支援に関する取組
- (3) 性別にとらわれず、従業員の能力向上及び職域の拡大を行う取組
- (4) その他男女共同参画を推進する取組

(申請)

第 4 条 はつらつ事業所の認定を受けようとする事業所は、市長に対し茅野市はつらつ事業所認定申請書(様式第 1 号)により申請を行うものとする。

(審査会)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請について第 3 条に掲げる認定の要件に適合しているかを審査するため、茅野市はつらつ事業所認定審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 茅野市男女共同参画推進会議委員
- (2) 市の職員

3 審査会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員が互選する。

4 会長は、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(認定等)

第6条 市長は、前条の審査会の意見を聴いて、第3条に掲げる認定の要件に適合していると認めるときは、はつらつ事業所として認定する。

2 市長は、前項の規定によりはつらつ事業所として認定したときは、茅野市はつらつ事業所認定証(様式第2号)を交付するものとする。
(認定期間)

第7条 認定の期間は、認定した日から3年間とする。

2 はつらつ事業所の認定を受けた事業所は、認定期間終了後も継続して認定を受けようとするときは、茅野市はつらつ事業所継続申請書(様式第1号)により継続申請を行うものとする。この場合において、認定期間終了の6月前から継続申請できるものとする。

(認定書交付整理簿の備付け)

第8条 市長は、茅野市はつらつ事業所認定書交付整理簿を備え付け、認定した事業所の名称、住所、認定期間その他の必要事項を記録するものとする。

(認定事業所の公表)

第9条 市長は、はつらつ事業所を認定したときは、ホームページ、広報紙等により公表するものとする。

(変更の届出)

第10条 はつらつ事業所は、認定を受けた内容に変更が生じたときは、茅野市はつらつ事業所変更届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、認定の継続について審査を行うものとする。

(認定の取消し)

第11条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、第6条の認定を取り消すことができる。

(1) はつらつ事業所が、認定の取消しを申し出たとき。

(2) はつらつ事業所が、第3条の認定の要件を満たさなくなったとき。

(3) はつらつ事業所が、偽りその他不正な手段により、認定を受けたことが判明したとき。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に茅野市はつらつ事業所認定事業実施要綱(平成27年3月25日策定)の規定により認定されたはつらつ事業所は、この告示の

相当規定により認定されたものとみなす。

茅野市はつらつ事業所
認 定 証

様

茅野市はつらつ事業所として認定します

認定番号 第 号

認定年月日

認定期間

年 月 日

茅野市長

印

様式第3号（第10条関係）

茅野市はつらつ事業所変更届出書

年 月 日

（宛先）茅野市長

所在地

名 称

代表者の職及び氏名

㊟

下記のとおり認定を受けた内容に変更が生じたので、届け出ます。

記

- 1 認定番号 第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 変更内容

変更前
変更後